改葬許可申請の注意事項

埋葬した死体，埋蔵・収蔵した焼骨（遺骨）を他の墳墓や納骨堂に移すには，墓地埋葬等に関する法律の規定により，改葬の許可を受けなければなりません。

違反した場合は，同法に罰則規定があり，それに問われることがあります。

＜改葬許可申請書の提出先＞

改葬許可申請書は，死体または焼骨（遺骨）の現に存する地（埋葬または埋蔵してある墓地の所在地，または収蔵している納骨堂等の所在地）の市町村長に対して申請します。

＜許可申請書の記入について＞

・死体または遺骨の一体ごとに申請書が必要です。

・死亡者の本籍・住所・氏名・性別・死亡年月日は，戸籍や墓石の記録等によってできるだけ記入してください。判明しない事項は，不明と記入してください。

・死体を埋葬されている場合は，現に埋葬されている墓地の場所を，焼骨（遺骨）の場合は，火葬された場所を記入してください。

・改葬の場所は，新しく埋葬または埋蔵される墓地等の場所を，納骨堂等に収蔵される場合は，その場所を記入してください。（番地，墓地・納骨堂等の名称まで）

・死亡者との続柄は，死亡者からみた申請者の続柄を記入してください。

（例：父母の場合「子」，祖父母の場合「子の子」）

・現に埋葬・埋蔵してある墓地または収蔵してある納骨堂等の管理者の証明を受けてください。自家用墓地の場合は，自分で証明してください。

・改葬許可申請者と改葬先の墓地・納骨堂等の使用者は，同一者としてください。

＜添付書類＞

・死亡者の死亡年月日及び申請者との続柄の確認できる戸籍（除籍）謄本。

・申請者の住所が確認できる書類の写し。（住民票・免許証等）

・改葬先墓地または納骨堂等の管理者使用許可が確認できる書類の写し。